

新型コロナウイルス感染症の影響による市内中小企業向け支援について（令和2年8月20日現在）

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている事業所や事業主が利用できる融資、補償等についてご案内します。 ※支援等の詳細については、各HPに掲載しておりますのでご確認ください。ご不明な点やご相談等については、お気軽に商工会までご連絡下さい。

【支援金・給付金について】			
	加須市がんばる事業所応援給付金	持続化給付金	家賃支援給付金
概要	市内の中小企業・個人事業主で、 3月～8月までの売上高が昨年同月と比較して30%以上50%未満減少 している事業主に給付金を支給 【給付額】10万円 【申請期限】～11/2 ※持続化給付金の支給を受けている事業所は、対象外	中小法人、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主等で、 売上が前年同月比で50%以上減少 している事業主に給付金を支給 【給付額】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12カ月） ※上記の算出方法により、法人は 200万円以内 、個人事業主等は 100万円以内 【申請期限】～R3/1/15	テナント事業者のうち中堅・中小企業や、フリーランスを含む個人事業主等で、 5～12月の間 で、下記のいずれかに該当する事業主に給付金を支給 ①1か月の売上高が前年同月比で 50%以上減少 ②連続する3か月の売上高が前年同期比で 30%以上減少 ※医療法人や農業法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広い事業者も対象
			埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（テナント事業者） 県内テナント事業者（中小企業・個人事業主等）に対し、 売上減少した店舗に一定の家賃を減免した不動産賃貸人（オーナー等に、減免家賃の一部を支援） 【要件】 ・中小企業又は個人事業主（不動産賃貸人）であること ・4～6月において、以下のいずれかに該当するテナント事業者に対して家賃を1月あたり2割以上減免したこと （テナントの要件）4月～6月の間で ①1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少 【支援金額】 上限額：20万円/1者 補助率：減免した家賃の1/5（R2.4月～6月までの最大3ヶ月）
問合せ先	加須市がんばる事業所応援給付金相談窓口 ☎0480-73-1111 ※詳細は、 HP	中小企業庁金融・給付相談窓口 ☎0120-115-570 （全日9:00～17:00） ※詳細は、 HP	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 （全日8:30～19:00） ※詳細は、 HP

【雇用関連助成金等について】			
	雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	小学校休業等対応助成金（労働者雇用）
概要	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者（正規・非正規問わず）の雇用維持を図った場合に、 事業主に対して、休業手当、賃金等の一部を助成 ※売上要件：最近1ヶ月の売上高などが前年同期比5%以上減少 【助成率】 4/5（中小）（解雇等を行わない場合10/10） 【助成金日額上限】15,000円 ※雇用保険被保険者ではない労災保険のみ該当されている方も対象 ※緊急対応期間 4/1～9/30(延長)	4/1～9/30の間に、勤務先の中小企業から休業させられ、 休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者個人に対して、直接支援金・給付金を支給 【支給額】 休業前賃金の80%（日額上限11,000円）、月額上限33万円を休業実績に応じて支給 【申請期間】 休業した期間により締切日を設定	2/27～9/30の間に、臨時休業等をした小学校等に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、 有給休暇を取得させた事業主に対する助成 【助成額】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 【助成額の日額上限】15,000円 ※大企業、中小企業ともに同様 【申請期限】12/28まで
	小学校休業等対応支援金（フリーランス） 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、 契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給 【支給額】 下記の期間で就業できなかった日について、2/27～3/31の間で、1日当たり4,100円（定額） 4/1～9/30の間で、1日当たり7,500円（定額）	ハローワーク行田 ☎048-556-3151 （平日9:00～17:00） ※詳細は HP	コールセンター ☎0120-221-276 （平日8:30～20:00）（土日祝8:30～17:15） ※詳細は HP
問合せ先	中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678 （全日9:00～18:00）※詳細は、 HP		

	埼玉県制度融資					日本政策金融公庫 融資			
	新型コロナウイルス感染症対応資金			経営安定資金		経営あんしん資金	緊急借換資金	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経
対象者	※売上高等が、前年同期と比較して			※売上高等が、前年同期と比較して		減少又は減少見込	最近3ヶ月の売上高又は利益率が、過去3年間の同期のいずれかと比較して減少していること	売上高が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化（当初3年間） 【無利子化の要件】右記に加え、コロナ特貸は下記融資限度額4000万円以下の部分、コロナマル経は、別枠1,000万円の部分	
融資限度額	15%以上減少	5%以上減少の個人事業主（事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）	5%以上減少の小・中規模事業者（左を除く）	15%以上減少 ※セーフティネット6項認定 20%以上減少 ※セーフティネット4号認定	5%以上減少 ※セーフティネット5号認定		1億5,000万円	8,000万円	通常融資額（2,000万円）+別枠1,000万円
利率	当初3年間：0% 4年目以降：年1.4%以内	当初3年間：0% 4年目以降：年1.5%以内	年1.5%以内	年0.5%以内	年0.6%以内	0.8%以内	金融機関所定利率	当初3年間：0.46% 4年目以降：1.36%	当初3年間：0.31% ※右記の利率は、別枠1,000万円のみ適用 4年目以降：1.21%
期間	運転・設備10年以内（据置5年以内）			10年以内（据置5年以内）	10年以内（据置5年以内）	10年以内（据置5年以内）	10年以内（据置1年以内）	運転15年以内（据置5年以内） 設備20年以内（据置5年以内）	運転7年以内（据置3年以内） 設備10年以内（据置4年以内）
保証料率	0%			年0.425%	年0.8%	年0.68%	年0.45%～1.64%	年0.45%～1.64%	保証料なし
問合せ先	※加須市（産業振興課）によるセーフティネット保証認定が必要 取引のある又は最寄りの金融機関 加須市商工会 本所 ☎0480-61-0842 騎西 ☎0480-73-0224 北川辺 ☎0280-62-2380 大利根 ☎0480-72-3439							日本政策金融公庫 熊谷支店 ☎048-521-2731（加須・騎西地域） さいたま支店 ☎048-643-3711（大利根・北川辺地域）	

【補助金支援について】						
	ものづくり補助金		持続化補助金		IT導入補助金	
内容	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。 【対象】 中小企業・小規模事業者等		小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。 【対象】 小規模事業者等		事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。 【対象】 中小企業・小規模事業者等	
	一般型	コロナ特別対応型	一般型	コロナ特別対応型	一般型	コロナ特別対応型
【補助額】	上限1000万円	上限1000万円	上限50万円	上限100万円	上限450万円	上限450万円
【補助率】	2/3 又は 3/4	2/3 又は 3/4	2/3	2/3 又は 3/4	1/2	2/3 又は 3/4
※業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開）を行う場合は、 定額補助・上限50万円を上限						
問合せ先	ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053 （平日10:00～17:00）※詳細は HP		加須市商工会本・支所		サービスデザイン推進協議会 ☎0570-666-424 （平日9:30～17:30）※詳細は、 HP	


【テレワーク導入支援について】		
テレワークマネージャー派遣事業	時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）	埼玉県テレワーク導入支援補助金
テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施します。 【相談実施期間】 2021/3/31まで 【費用】 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担	新たにテレワークの導入に取組む中小企業事業主を支援 （対象費用） テレワーク用通信機器の導入・運用 就業規則・労使協定等の作成・変更等 【補助率】 上限3/4 【補助額】 上限300万円	テレワーク環境を整備する県内企業等（県内の中小企業・個人事業主等）に補助金を交付 （対象経費） テレワークの導入・運用費用等 【補助率】 2/3以内 【補助額】 上限20万円 【受付期間】 7/27～8/7まで
テレワークマネージャー相談事業事務局 （平日10:00～18:00） ☎03-5213-4032 ※詳細は HP	テレワーク相談センター （平日9:00～17:00） ☎0120-91-6479 ※詳細は HP	埼玉県ウーマノミクス課 （平日9:00～17:00） ☎048-830-3960 ※詳細は HP

【税金・社会保険料・光熱費等の支払い猶予支援について】	
①国税の納税猶予	（参照： 財務省HP ）
②地方税の納税猶予	（参照： 経済産業省HP ）
③固定資産税等の軽減	（参照： 経済産業省HP ）
④欠損金の繰戻しによる還付の特例	（参照： 財務省HP ）
⑤税務申告・納付期限の延長	（参照： 国税庁HP ）
⑥厚生年金保険料等の猶予制度	（参照： 経済産業省HP ）
⑦電気・ガス料金の支払い期日の猶予	（参照： 経済産業省HP ）
※各種支払いの猶予等については、手続きや申請が別途必要となりますので、関係機関等へまずは、ご相談ください	

各支援の詳細等、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業所の皆様への様々な支援策が、経済産業省HP特設ページに掲載しております。

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索

下記のQRコードよりご確認ください。



最近1ヶ月の売上高などが前年同期比5%以上減